

文政、天保期秋田藩桑植立における技術伝播に関する資料(2)

米沢植本文書を中心に

田口勝一郎
高橋秀夫

(一九八六年一〇月三〇日受理)

(文政十三年 廻在諸日記)の続き)

(文政十三年六月)

十日

金易右衛門様能代江御廻在ニ付、御宅江能越恐悦申上、是より罷帰り新屋新発へ能越手入差函致し

十一日

湊町中野三郎右衛門畑取木手入ニ付、畑方之内嘉右衛門、万助式人召連馬乗て能越、苗木も至て宜敷罷出、是より同所古川屋六郎右衛門片江能越候処、同人安内にて畑地江能越候処、巳之助夫婦、東十郎、外二雇式人、四人ニて働居、同所小屋にて酒肴品々振舞有之、暮ニ相成帰り

十二日

金時之進様下筋江御廻在ニ而、御宅江見立能越、御酒御贈品々拝領いたし、夫より上野へ帰り畑手入人足ニ手配申付候

十三日

佐藤与吉郎様地所新発見分能越、老丁五反歩調開発定能帰り、湊町中野三郎右衛門畑手入罷越、苗木手入迄申付帰り

十四日

大雨にて惣休

十五日

雨もはれ畑地手入大根時等甚夕宜敷相成、夫々ニ手配申付居候処江、安間唯兵衛ト中人より前段味之助申立置候狩人言件糺罷成候儀申来り候ニ付、湊町江飛脚遣味之助呼寄、唯兵衛様江罷越始終次第申上候処、書物を以申出候様内聞ニ付、是より菅生万兵衛様江罷越万事御頼能帰り

十六日

万兵衛様、政之助様御役所江御出勒被成ニ付、前日之書物致御頼相認、味之助為持唯兵衛様差遣し申候

十七日

御役所在取木手入差函いたし

十八日 同断

十九日 同断

廿日 同断

廿一日

湊町神明様御祭礼有之候ニ付、中野三郎右衛門、古川屋六郎右衛門兩人に使、書状到着ニ付、役所江右之訳申出候処、早速御暇被成下候ニ付、馬を出して乗り罷越候処、大賑ひにて屋台七拾余有り、其外芝居、かるわさ、見せもの手引等無類の賑ひ見物して右両人宅江立寄種々の馳走罷成、召連候下男二馬を引せて帰りまれなる仕合にて御座候

廿二日

新屋畑手入召連罷越候

廿三日

大坂加嶋屋手代武田安兵衛、僕壱人召連れ能下ル、右ニ付荒谷迎養蚕方手代忠右衛門、佐藤与三郎様手代金六、式人罷出、茶町孝吉旅宿江案内也

廿四日

右安兵衛罷越候ニ付、惣桑畑手入いたし候様申付られ、一統江手配ニ罷出申候

廿五日 同断

廿六日 同断
廿七日 同断
廿八日 同断
廿九日 同断

七月朔日

菅生百兵衛様も書状にて米沢巳之助狩人一件申立ニ付、安間唯兵衛様も懸ヶ合之義有之、才足申来り則湊町古川屋六郎右衛門処ニ申遣ス

二日

朝早く湊より巳之助能越則唯兵衛様へ申遣候、明後四日下筋ニ廻在被仰付、是より万事取仕末諸道具着用もの拝借申立候処、願之通諸品御渡し相成申候

三日

諸品取調大いそかし御座候間、味之助能越候付飛脚之趣語合致候御町所ニ罷出、御伝馬触益田治右衛門様ニ罷出て廻在届ヶ申上、運沼仲様ニ御届ヶ申上廻在仕末用意申し候、廿日之内畑方者ニ仕事申付候、国元ニ書状調て菅生様ニ御頼いたし置申候

四日

朝五ツ時出足

(5)

(表紙)

文政十三年七月四日

廻在之日記

植木氏

七月四日

上野養蚕方御伝馬詰五ツ時乘懸りニ而僕老人連出足、中亀丁金時之亟様

御宅ニ罷出、御出立之御祝儀酒肴御賄拜領いたし、夫より先に湊町能越加嶋屋名代武田安兵衛待請申して罷越

金時之亟

加籠 小姓式人

草覆取 老人

挾箱 老人

両懸り 老人

笠籠 老人

竹馬 老人

鍮持 老人

武田安兵衛

加籠 僕老人

植木四郎兵衛

御伝馬 僕老人

右者大久保宿ニ而昼食、大川宿泊りニ行

五日

大久保出立、鹿渡村ニ而朝賄、能代ニ七ツ時着、御在府屋ニ上ル、宿所養蚕屋也、金時之亟様、武田安兵衛、暮時ニ着、御在府屋ニハ能代奉行ニ而金易右衛門様御詰合也

六日

大筒鉄鉋御奉行様上覧ニ付見物に罷出、夫より暮時越前屋ニねむり流し見物出、金易右衛門様、金時之亟様、武田安兵衛殿、佐藤金吾様同道して罷越候処、芸者三人、杓取三人、歌三味線踊大賑ひ御座候

ねむり流とふらう五ツ有之、無類細工也

七日

七夕之御祝儀として能代中家中、町役人不残御在府屋ニ寄ル、安兵衛宿者播摩屋作兵衛也、宿所ニ兩人能越、様々咄致し種々の馳走罷成帰ル

八日

御先君様御忌日ニて休之処、七ツ頃より安兵衛御在府屋ニ罷越、茶湯御振舞也、此夜御在屋ニ泊り発句合也

九日

朝起て養蚕屋ニ罷越候処、着替包置候風呂敷包無之候、泊番ハ伊藤金吾様也

右之義申上候処、諸品書附ニして差出し可申由御座候
羽織ニツ、内かた三ツ、かたひらニツ、帯一ツ、風呂敷一ツ、九品也
右書上是より能代産物諸座立見物能出ル

金時之丞様、伊藤金吾様、安兵衛同道ニて下浜ニて緋油取一丁、鱒小屋
三間はりニ長サ廿間より三十間位迄都合三拾軒、替々はい入者也
是より白粉座立もくさ座、縮緬座立見物して、桑畑五六ヶ所見分して九
ツ時御在府屋立帰る

朝盜賊吟味相成、其品書上能代方御役所御糺相成申候

十日

金易右衛門様ハ久保田立御帰館被成候、夫より廻在之支度

金時之丞様、伊藤金吾様、武田安兵衛、植木四郎兵衛、四人向触出し朝
五ツ半時出足、米白川越、向能代之地方見分、八森村肝煎昼食して茂浦
村吉左衛門泊り、大家也

十一日

茂浦村吉左衛門泊、八森銀山見物、銀吹立一々見物いたし、夫より岩館
村塩屋寄、則其所酒吞生物ニ而喰、無類の薬をいたし、夫より戻り相成候
処、籠夫馬引替々女斗の所御座候而、加籠一挺立女式拾人程出、式挺分
四拾人位也、其外両掛鐘持都合五拾人也、女之鐘持初而出合申候

十二日

茂浦村出足、前日同様歩夫女斗也、八森より石川村次、鶴形蚕屋ニて昼
食して桑畑見分いたし候処、桑育方随分宜敷御座候、但し苗取之義ハ不
揃相見立申候、是より馬を次、飛根立行、宿肝煎泊ル

十三日

飛根村渡部斧松様同道ニ而馬乗り畦道見分いたし、天内村川原七拾町程
有之、上々地也、是より種村穴堰五百八拾間有之、是をくくり種村肝煎
吉右衛門大家也

是ニ而昼食して、又四百五拾間穴堰くくり、夫より粕毛村ニ而六百八拾
間穴堰くくり、此外堀懸り堰穴五ヶ所有り、都合穴堰八ヶ所也、堰里数
八里也、くほき所ハ築立て作り莫太之普請也、成就之上田地式万開発也

十四日

藤事村肝煎吉兵衛泊り、川舟ニ而下り二里之所半時斗行、荷上場立着、

昼食して綴子泊り、盆踊有之、宿ニて見物いたし、綴子町宿本陣八郎兵衛
也、獅子踊、寄村より八ヶ村も参り無類之次第也

十五日

綴子出立候処村々獅子踊有、見物して通、大館昼食して同所蚕屋見分
して山王屋見分して扇田寛蔵桑畑見分いたし候処、苗木も相応出来申候、
同所肝煎泊り

十六日

扇田村出立、大葛金山荒谷忠兵衛泊り、金制方見分、白引六拾五人有り、
其外拔取金吹委敷見物いたし、吹上り式刃三分有り、外吹目百三拾刃有
之候を披見いたし候、誠以此色結構申へき様無之候

夫より角力有、見物いたし、夜分相成おんとふ踊大賑ひ也、春中南部立
紫染木綿頼置候処出来ニ而請取、染賃壹反ニ付式朱宛也、四反ニ而
金子式分相渡し

十七日

大葛金山出足、独鉦村ニて馬次、又二井田村昼食して馬次、綴子鷹巣村泊
り、此道筋獅子踊盆踊村々有之ニ付見物して通、鷹巣村十右衛門ト申
宅立泊り、此家行間十九間、梁り九間也、馬拾五疋居、土蔵六つ有

十八日

鷹巣村出足、脇神村之内浅戸沼見分いたし、是を七日市村文蔵宅立寄、
桑植立之義語合、夫々大野台申処ニリニ七りと申見分、米内沢村ニて
昼食して前田村加賀屋兵蔵立泊り、珍味御馳走無此上取扱也、是も大家
也、行間拾六間、梁間八間也、金山立味噌・米替以仕送ル也

十九日

朝五ツ時前田村出足、水無村之内真木沢銅山立四つ半時着、是より麻畑
見分いたし候処筆ニ尽かたく候、夫より昼して小沢村銅山立龍越泊り、
此夜当山之獅子踊おんとふ踊ニ而夜更し起り、翌朝上下ニ而山神参詣い
たし申候

廿日

当山ノセキ口数ヶ所見分、砂とり場金砂白ニ而引、女共百五拾人斗有之、
并吹屋吹目七ツ出し見物申候
一ツ百拾刃より百三拾刃迄也、誠此色山吹とや、何共申べくやう無之次
第也、夫より水無村川端まで馬ニて罷出、舟ニて川下り荷上場立着泊り

廿一日

籠山罷出候処、銀吹直し銅より銀絞、銅長崎為登拵方并荷作色々銀も金取方吹所八拾ヶ所余有之、見物して昼食して川狩御馳走鮎斗取、即手柄献上ニ而是より直に舟ニ而下り飛根泊り

廿二日

飛根出足、能代河原桑畑見分して能代播摩屋泊り

廿三日

朝明時出足、宮沢村塩釜見物して七右衛門居合、様々咄いたし宮沢村昼食して渡部村へ泊り、此所渡部釜松申仁、新田七百石開発いたし、三百石拝領、士並ニ而奉公相勤申候
右地形見分、相残分桑畑致度との事ゆへ畑地見分致し候、是より夜分相成盆踊御馳走罷出見物致候

廿四日

五つ半時出足、北浦昼食して戸賀村泊り、此所能間にて舟五艘泊居

廿五日

朝正五ツ時戸賀村より舟乗出候処、今日ハおりあしく舟ニもまれ立候得ハ見物やうやういたし候

廿六日

双六村着、昼食して、是より馬に乗り舟川村着、又馬乗り脇本村泊り
駅々人馬手配して先馳被仰付、朝七ツ時出足、天王村着、馬次で湊町ニ而昼食して上野役所江九ツ時着、其向々江御届ケ申上候

廿七日

朝より惣役人帰着届ケ罷出ル

金 易右衛門様 伊藤及兵衛様

小室宮内様 三森甚左衛門様

菅生万兵衛様 布川政之介様

益田治右衛門様 蓮沼 仲様

神保龍蔵様 根本為介様

中川貞吉様 土屋周蔵様

右之御方々江御礼申上候

廿八日

上野畑地見分

廿九日

定抱拾人者共ニ苗木手入方教しへ、加嶋屋安兵衛方江罷越、酒肴沢山喰申候

八月朔日

仙北郡江廻在被仰付、御町奉行所能出、伝馬向触差出し廻在之支度取調申候

御賄御判紙四拾枚受取払方留

七月四日

一昼食 壹度 大久保村肝煎

七月四日晚

一御夕賄 大川村肝煎

同五日朝

一朝御賄 鹿渡村肝煎

十日

昼食 八子森村肝煎

十日晩より十二日朝迄

二夜昼食壹度 茂浦村 吉左衛門

十二日

壹夜分 飛根村肝煎

十三日

昼食 種村肝煎吉右衛門

十三日

壹夜分 藤事村肝煎吉兵衛

十四日

昼食 荷上場所煎

同晩泊り

壹夜分 綴子村

十五日

昼食 大館町肝煎

同日

壹夜分 扇田村肝煎

十六日	昼食老度	大葛金山
老夜分	十七日	
昼食	同日	二井田村肝煎
老夜分	十八日	鷹巢村肝煎
同日	昼食	米内沢村肝煎
老夜分	同日	前田村 加賀屋兵蔵
十九日	小沢銅山	
廿日	老夜分	荷揚場肝煎
廿一日	昼	加籠山
廿二日	老夜分	鶴形村肝煎
昼食老度		能代 播摩屋
老夜分		
廿三日	昼食	宮沢村肝煎
一老夜分		渡部村
廿四日	昼食	北浦村肝煎
同日		
老夜分		戸賀村肝煎
廿五日	昼食	双六村肝煎
同日		
老夜分		脇本村肝煎
廿六日	昼食	湊町肝煎

(6)
(表紙)

文政十三年八月二日

廻在二付日記

植木四郎兵衛

二日 出足
御勘定奉行 金 易右衛門

御加籠

御伝馬式足

御家来老人

御小姓三人

僕老人

挾箱

両掛

合羽籠

鑓

大坂 加嶋屋安兵衛

加籠

僕老人

料理人式人

孝吉

弁治

布川政之介

御伝馬式足

僕老人

鍵

植木四郎兵衛

御伝馬老足

僕言人

八月二日、養蚕方御役所朝明時出足、御所野見分之處、壹里四方有之、此坪

一四百六拾六万五千六百坪

一千五百五拾五町貳反

右高老反老石積ニして

一壹万五千五百五拾貳石

是より大張野昼食して見分之處、立老り、横拾八丁、此外桑苗木畑見分して境村京屋十右衛門泊り

三日

境村出足、刈和野苗木畑見分、養蚕屋立立寄、是より御本陣ニ而昼食して角館郡方御役屋立泊り、桑畑見分して

四日

角館町出足、同所桑畑見分致候處、立通有之候得ハ甚育方宜敷相へ申候并養蚕屋迄見分、是より広久内村穴堰見分之處、穴堰斗三里也、其外二四里、都合七里、堰ニて石高壹万八千石開發之由候

右見分役人

金 易右衛門 蓮沼 仲

加嶋屋安兵衛 高橋新兵衛

植木四郎兵衛

右供廻り郷人都合五拾人余也

同所ニ而昼食して堰下段々見分して横沢村泊り

五日

横沢村出足、堰下モ段々見分して六郷ニ而昼食して蓮沼仲様立寄る、横手町泊り、宿御本陣也

六日

横手桑畑見分、縫殿村桑畑見分候處、取木も相応出来申候
増田村ニて昼食して湯沢町本陣泊り

七日

湯沢桑畑見分之處、取木も相応之出来之處也、下院内本陣ニて昼食して壹里半行、銀山御役屋立泊り、御詰合山崎作兵衛様

支配人 権六 山頭 三九郎

右之者共案内ニて石沢曰挽扱所之衆、吹式番三番吹迄見物、金しほり、同金吹、同銀吹目拵方まで不殘見物し而山神参詣、上下着ニて罷出候處、此堂結構成堂ニ御座候

一日之銀出方式貫五百目出之由ニ候、せきの長サ千六百間也、外千貳百間下モより水貫附堰口より下り候處、式拾七丈之由ニ御座候、不殘見分して下院内本陣ニて昼食して湯沢町着、本陣立泊り

九日

湯沢出足、大久保村川原見分して高尾田村昼食して同所川原桑畑見分之處、桑モ宜敷育、取木も相応見へ申候、是より川舟ニて下り沼館村佐々木政吉泊り

十日

沼館出足、角間川村昼食致し、同所黒丸五郎兵衛苗木畑雪枯ニ付、右手入方教しへ、神宮寺村新開畑方見分之處、育方宜敷見へ申候、此所泊り

十一日

神宮寺村出足、九升田村昼食して湯ノ沢村開發見分之處、枯木も有之候得共、生木之分ハ育方宜ク存候、強首村着之處、此所家作至て結構成處也、

女米木村泊り

十二日

女米木村出足、小山村昼食して新屋着、桑畑之處苗木も相応出来、桑も宜敷育、下川原新発も至て宜敷出来、暮方上野養蚕方役所立着

十三日

金易右衛門様、益田治右衛門様、伊藤及兵衛様、山崎甚五兵衛様初として御酒式升宛献上して着館之御届ケ申上候、七ツ時より武田安兵衛殿旅宿立罷出、種々の御馳走罷成、夜九ツ時罷帰り

十四日

桑畑取調いたし候

十五日

同断

十五日

武田安兵衛殿江振舞ニて出ル

十六日

苗木堀立ニ付、諸道具諸座江仕送り

十七日

惣役中井安兵衛殿同道ニて大崎村江出勤致、桑畑見分仕候処、桑畑相応出来取木根十分出来、役人中至而御機嫌也

十八日

大崎より罷帰り

十九日

金易右衛門様、伊藤及兵衛様へ着館届ケ申上候

廿日

御役所詰合

廿一日

同断

廿二日

同断

廿三日

同断

廿四日

加嶋屋安兵衛様、土屋周蔵様、小貫山忠兵衛様同道ニて川尻畑、御野場見分、昼食後愛宕下九軒屋敷畑見分、大堰端罷出候処、金易右衛門様御待被成置、是より同道して川原見殿御庭拝見、同所水車米搗見分、是より針金引水車見分、夫より園木様桑畑見分、夫より添川村養蚕屋立寄仕度して夜中ニ成、提灯ニて帰ル

廿五日

御役所詰

廿六日

同断

廿七日

同断

廿八日

小野岡様下屋敷桑畑見分、反歩調帰り

廿九日

御役所御構地桑苗木堀立初

九月朔日

桑初立ニ付雇調

二日

同断

三日

御野場苗木切振立ニ付出勤、苗木根宜敷出来申候

四日

加嶋屋安兵衛殿、御役人様方同道、鮭狩見物して藤森ト申所江罷出終日楽たり、夜中相成別当座敷ニ引移り者人程寄楽たり

五日

御野場苗木堀立出勤

六日

加嶋屋安兵衛殿出立ニ付詰合中之義咄合、朝より九ツ時過居、色々語いたし罷帰り苗木堀方見廻候

七日

加嶋屋安兵衛殿出足ニ付朝より宿へ罷出候処、煙草入二ツもらへ申候御酒御賄まで申請、朝立者四人参り酒とり也、右送り人山川吉五郎、附添安兵衛殿僕老人、長兵衛、ノ三人ニて出足、右見送として新屋役所まで罷出候処、有酒持一渡酒とりニてわかれたり

八日

波江様下屋敷苗木堀立ニ付差図被頼罷出ル

九日

節句御礼として罷出ル、朝五ツ時金易右衛門様、伊藤及兵衛様、三森甚左衛門様、小室宮内様、菅生万兵衛様御礼申上候

佐藤与吉郎様江罷出餅喰申候、夫より波江様御屋敷ニて駒ノ目六兵衛殿宅ニて振舞、右人数金時之蛭様、伊藤及兵衛様、菅生百兵衛様、土屋周蔵様、植木五郎兵衛、ノ五人也

七ツ時出勤、九ツ時迄居

十日

苗木堀方調

十一日

同断

十二日

同断、御野場苗木堀立出ル

十三日

庄吉、安兵衛、五十目より暇申請帰候ニ付万吉宅江留置候

惣御役人衆出勤ニ付、万事御評定ニ付、諸々苗木堀揃次第申出候様申遣

し

十四日

在所仕送り土産物調ニ付朝より罷出、買求荷物堅メ、愛宕下取木畑堀立之見分罷出ル、暮ニ帰ル

十五日

朝早く庄吉、嘉兵衛出足ニ付、荷物伝言まで頼くれ

御賄数受取払

八月二日

老夜分

堺村肝煎

三日

昼食

刈和野村

老夜分

老夜分

角ノ館町

四日

昼食

広内村

老夜分

老夜分

横沢村

五日

昼食

六郷村

老夜分

老夜分

横手町

六日

昼食

升田村

老夜分

老夜分

湯沢村

七日

昼食

下院内村

八日

昼食

下院内村

老夜分

老夜分

湯沢村

九日

昼食

高尾田村

老夜分

老夜分

沼館寺

十日

昼食

角間川村

老夜分

老夜分

神宮寺村

十一日

昼食

九升田村

老夜分

老夜分

女米木村

十二日

昼食

大山村

银山泊り

(此の帳終)